

平成26年度 第1回島根県社会教育委員の会議

日時：平成26年9月10日（水）

14：00～16：00

場所：サンラポーむらくも 瑞雲の間

議事

- (1) 島根県社会教育委員の会会長、副会長の選出
- (2) 報告・説明事項
 - ① 島根県社会教育委員の役割について
 - ② 第2期しまね教育ビジョン21の概要について
 - ③ 島根県における平成26年度社会教育行政の方針と事業について
- (3) 協議
 - ① 島根県社会教育行政の現状と課題

○島田GL

これより報告議事に入ります。その前に本委員の組織運営に関する要綱についての説明を事務局よりいたします。

○山本SL

資料3をごらんください。この組織についての要綱を説明をいたします。これまで島根県社会教育委員に関する組織を規程するものがありませんでしたので、事務局で規程を作成しました。島根県社会教育委員の組織、運営等に関する要綱です。

(第1条～附則まで紹介。委員から第7条が重複していることについて指摘あり)

○島田GL

ただいまのご指摘のあった点は修正させていただきます。この要綱に基づきまして今後の進行を進めさせていただきたいと思いますが、第3条のところにございます会長及び副会長の選出をこれよりお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様から会長、副会長の選出につきまして、何かご提案、あるいはご推薦がございますでしょうか。もしもないということであれば、事務局のほうで役員の方の提案があるようございますので、ただいまから申し上げます。

○山本SL

事務局から役員案をお示しいたします。まず会長でございますが有馬委員、それから副会長を高尾委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

○島田GL

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、有馬会長と高尾副会長におかれましては、恐れ入りますが、前のほうに席を設けておりますので席の移動をよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、有馬会長、それから高尾副会長の順に、一言、ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○有馬会長

大変な大役を仰せつかりましたが、至らないところもあると思いますけどもよろしくお願いたします。

私、そこに再任とありますように、引き続き委員を仰せつかったわけでございますけれども、前年度と今年とは大変違うなと思ってます。この社会教育委員の会も、ある意味では転換期を迎えたというふうに言ってもいいんじゃないかなと思います。一つは、昨年までは委員の数が20名でございました。それが12名になりました。実はこのことはご承知の方もあると思いますけど、ある意味全国的な動向みたいのところもございまして、社会教育法の改正等があったことを受けまして、社会教育委員のあり方も随分全国的にも議論がありました。教育委員も同じでございますが、教育委員や社会教育委員っていうのは法でうたわれております大事な大事な委員でございます。その組織をより一層強化する、そんな趣旨も込めて、少数精鋭型に転換をするというようなことが全国的な動きの一つとして出てきております。私どもの島根県では社会教育委員の会っていうのは県の会はここしかないわけですが、あと、市町村別に社会教育委員の会が組織されております。この市町村別の社会教育委員の会も近年のところで多分、人数的にも少し縮小、精鋭型に変わるような動向があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、今年の名簿にも書かれておりますように新任の方が7人いらっしゃって、新生委員の会が誕生したなと思ってます。それからもう一つは、前回に比べましてもそうですが、女性の方が半数お出かけいただいております。これも前回までとはちょっと違うのかなと思ってます。安倍内閣が頭下げてくるんじゃないか、5割を達成しておりますので。

そんなことで、この後またご指導いただきながら私どもも頑張るやらないけないとい

うふうに思っています。私の仕事は恐らく主としてこの会の進行役だと思いますけれども、幸い高尾さんにご支援・お手伝いいただき何とか務めたいと思っておりますので、長くなりましたけどよろしくお願ひします。（拍手）

○高尾委員

失礼いたします。副会長の大役を仰せつかりました高尾でございます。微力でございますが、有馬会長に、少しでもお役に立つような形で支えさせていただければ、支えるっていうのもちょっとおかしいですけど、全力で頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

昨年度、ここでの会議、非常に印象に残ったものがございまして、先ほどご報告にもありましたふるさと教育の提言という形になったんですが、その経過において非常におもしろい議論があったというふうに思っております。一つは、いわゆるふるさとの定義についてとても活発な議論がなされたということだったと思います。自分のふるさとというのをどこで考えるかということで、それがもっと地域の縛りで考えるのか、それとももっと広い意味でふるさとということを考えていくのか。そのふるさと教育ということであれば、じゃあどのふるさと、どういう考え方のふるさとにその教育というものを講じていくかというようなことだったと思います。必ずしもはっきりとしたそういう概念というか結論というものは出ませんでしたけれど、これは恐らく時代が変われば変わるものでもあろうし、意識が変われば変わるものでもあろうと思っておりますので、引き続きやはりそういったところを深めていければ、この会としても、島根のふるさと教育という点においても実りあるものが、成果が期待できるんじゃないかなっていうふうに考えております。そういう面で、またいろいろなお話をお聞かせいただき勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。（拍手）

○島田GL

ありがとうございました。

それでは、先ほどの要綱の第4条によりまして、会長が会議の議長となるということでございますので、これより先の会議の進行のほうを有馬会長にお願ひいたします。

○有馬会長

それでは、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願ひします。

お手元の次第をごらんいただきますと、（2）のところに報告・説明事項というのがございます。それから、（3）のところに協議、その下に意見交換という言葉も見えます。こういった順番でこれから進んでいくわけでございますが、この報告事項に入る前に、今

日の会議については島根県情報公開条例第34条に基づいて公開されるということでございます。今日、取材や報道関係はいらっしゃってないのかもしれませんが、本席、議論いたしますことは公開されるということを皆さんもご承知おきいただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に移ります。1つ目は島根県社会教育委員の役割ということで、先ほど申し上げましたように新任の方も多うございますし、それから再任の者も改めて本年度の発足に合わせて、社会教育委員とは何か、その役割について考え直す機会にしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○山本SL

それでは、説明をいたします。島根県社会教育委員の役割については、資料の6をどうぞらんください。

まず、社会教育とはというところです。社会教育法上でいけば学校の教育課程で行われる教育活動を除き、主としては青少年と成人を対象に行われる組織的な教育活動ということです。広く社会で行う教育と言っていいかもしれません。ですから、学校教育のようにフォーマルであり、かちっとした教育課程とか教育方法があるわけではないので、非常に捉えづらいものかもしれません。地域の実態、人々の実態に応じて多様な方法がとられていますので、これが社会教育であるという一つのモデルがどこかにあるわけではありません。基本的には学びによる人づくりということで、そこは必ず教育活動や学びがあるということです。

さて、現在、日本全国には、約2万人の社会教育委員がいるということになっています。島根県内には全市町村に社会教育委員が設置されています。出雲市だけは生涯学習委員という名前ですが、あとの市町村は全て社会教育委員という名称で置かれています。人数はさまざまです。一番多いところは22名、少ないところは6名というように幅があります。県内で220名の方が社会教育委員としてお務めになっていらっしゃいます。皆さん方を合わせると232名の社会教育委員がいるということになります。

社会教育委員は、法律と条例に基づいて設置され、職務も決まっております。社会教育委員は、社会教育法で規定されています。資料1が条例、資料2が社会教育法です。まとめたものが資料6になっております。社会教育法にありますように都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるということなので、必置ではないということです。全ての市町村にあるということはそれだけ重要な職だと言えらると思います。それから、社会教

育委員は教育委員会が委嘱するということになっています。

職務については、これも社会教育法の中に明記されております。一番の職務としては、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するということです。さまざまな立場から委員の経験、実践を踏まえながらご意見をいただきたいと考えております。

さらにもう少し中身を見てみますと、3つの職務があります。

1つは社会教育に関する諸計画を立案すること。ただし、委員さん自身が計画を策定するというのではなく、計画の方向性について意見をいただいたり、地域の実態を踏まえたこのような計画がいいのではないかと提案をいただいたりすることになるかと思えます。島根県には、後ほど田中参事のほうから説明もありますけれども、社会教育のみを取り出した単独の社会教育計画がございません。しまね教育ビジョンの中に含まれています。

それから2つ目は、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるということです。教育委員会から、このことについて意見を欲しいという諮問があった場合には、答申という形で答えを返すということになります。

3つ目は、そのために必要な調査、研究を行うことができるということです。諸計画を立案したり意見を述べたりするために、地域の実態を踏まえたりニーズを踏まえたりするための調査等をするという職務があるということになります。これは委員さん自身が行うというわけではなくて、事務局と一緒に調査・研究をしていくことになるかと思えます。

2つ目の大きな職務としては、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるということです。例えば、提言とか答申を出した場合に、その意図、背景、理由について会議で説明することなどが考えられるかもしれません。

3つ目の大きな職務としては、社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は、教育委員会が社会教育委員の会議で意見を聞いて行わなければならないということです。教育委員会のみでの判断で補助金の交付はできませんし、この会議で審議していただいて交付決定という形になります。

委嘱の基準は、第18条にあります。誰を委員に選ぶのかという基準や、定数及び任期、その他必要な事項は地方公共団体の条例で定めることとなっています。島根県では、島根県社会教育委員に関する条例を今年の3月に改正して公布したところです。この条例の中では、定数を20名以内としています。これまで20名という明確な数字でしたが、人数

を絞って濃密な議論をしていただきたいと考えたことから、今回12名となっています。それから、任期は2年と定めておりますので、平成26年6月24日から28年6月23日までとなっています。委員の構成については4つの分野からお出かけいただいています。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、この4つの分野から3名ずつ出かけていただいています。

会議としては、年度内に2回程度を予定していますが、これは議論によっては回数が変わってくるかもしれません。社会教育についてご意見をいただくという会議になっております。

法令に基づいた職務について説明しましたが、社会教育には多様性という特質がありますし、すごく幅が広いといえます。そして、地域によって非常に実態が違いますから、皆様方の立場から県の施策、事業がより進んでいくようにご意見いただいたり、また、各地域の社会教育が進んでいくようにご意見いただければと考えております。この中には市町村の社会教育委員もなさっている方がいらっしゃいます。市町村の社会教育委員の場合はもっと地域に密着した形の職務になろうかと思えます。県の会ですので、いただく意見についても、幅が広がるように思います。委員の選出についても、東部、西部、隠岐と各地から出ていただいています。よりよい施策、事業、あるいは各地の社会教育が進むように各委員の立場から社会教育に関してご意見いただければと考えております。よろしく願いをいたします。

文部科学省がリーフレットを作りました。「私たちの町の社会教育委員さん」です。この裏を見ていただくと、改正前の社会教育法が掲載されていますので、少し注意して見ていただく必要があります。旧来の社会教育法は、第15条の2にこういう方を委嘱しなさいって書いてあったんですが、委嘱の基準は、条例に移っています。上のほうにデータも載っています。ほぼ100パーセントに近い形で都道府県、市町村に設置はされています。一方で、なかなか地域に対する認知度が低い、教育委員会の会議ほどは認知が深まっていないという実態があるかもしれません。リーフレットの中には、各地域の社会教育委員さんの言葉とか事例等も載っていますので、ご覧になっていただければと思います。よろしく願いいたします。

○有馬会長

ありがとうございました。

本当は社会教育委員の役割の話も時間をかけて何うと1時間でも1時間半でも説明して

くださるわけでございますけれども、きょうはポイントだけをお話しいただいたわけでございます。

何か、今の説明をお聞きになられてご質問等があればお願いしたいと思います。あの説明だけで大体自分の役割がわかったとか、これから2年、これで承知した、やっていけそうだっていうわけにはいかないかもしれません。これから先もいろんな機会に聞いていただいたりしながらやっていかないといけないと思います。

今の段階でいかがですか、何かご質問でもあればお願いします。

○門協委員

17条の職務に関してです。まず、教育長を経て教育委員会に助言するというのと、それから2つ目に、会議に出席して意見を述べる、これは2つともそれができるといふようになってますけど、手続上、具体的には教育長を経てというのはどういう手続が発生するのか、あるいは、その下の会議に出席してということは、どういう手続の中で実現するかということをお聞きしたいんですけども。

○山本S L

一つは、直接、教育委員会にということではなくて、事務局を通して教育長を経てという形になります。それから、会議の出席については特に決まった手続はございません。これは、文部科学省に確認したのですが、必要に応じて教育委員会の会議に出席が可能という回答がありました。特に手続は法律上はないということになっています。

○門協委員

今現在の運用でいうと2つとも変わらないということですか、手続は、ということは。

○山本S L

はい。

○門協委員

わかりました。ありがとうございました。

○有馬会長

この場でご発言いただいたことは、委員の意見として事務局で集約されて、教育長経由で委員会に助言という形で行くということでしょうね。

どうぞ、ほかにありましたらお願いします。特に、新人というと失礼かもしれませんが、今回初めての方、おわかりにならないことや不安なことなんかもおありじゃないかなと思いますが、いかがですか。

ポイントが2点あって、一つは市町村の社会教育委員さんもそうですし、県のこういう社会教育委員さんもそうですけど、戦後70年が近い歴史の中で、長い間、社会教育委員ってというのは何をすればいいかっていうか、はっきりしないというような思いをずっと皆さんもっておられるような向きが大なり小なりあるわけですよ。その結果として、社会教育委員というのは一体何をしているんだという、外からの厳しいお叱りなり批判なりもいろいろあったようですし、近年のところでもそういったことがあったように聞いております。それは社会教育というものの自体が非常に幅が広くて、多様性という説明もありましたけど、中身が非常に広い。したがって、その広い分野全てに関して専門性を発揮して、意見を述べたり助言をしたりするっていうことは大変難しいわけですね。

そんなこともあって、社会教育委員の制度、委員の会の力っていうのが過去十分発揮されない形で来ていたという、そういう反省があちこちであったようです。それに鑑み、昨年、一昨年あたりは、この会でも何か成果を出そうという意見がありまして、栗栖さんもそういうことをおっしゃったと思うんですけど、私たちは、こうして集まって意見交換をしているんだから、その結果を何か生かそうじゃないか、そういう意見が昨年までのところにもございました。そんなことで、昨年、一昨年はふるさと教育に関して集中的に議論をさせていただいて、これから先の島根のふるさと教育に提言をするということをやらせていただいたという経緯がございます。

したがって、私どもも、この新生島根県社会教育委員の会も、今年、来年の間にこの会としての成果というか助言、意見、提言、そういったものがまとまる方向で進めばいいのではないかという思いは再任の方々にもおありじゃないかなというふうに思います。

それからもう1点は、それぞれさっき委員の構成で説明がありましたけども、学校教育関係という分野がある。委員はそういう形で出ていらっしゃるんですけど、その分野の専門性は高くいらっしゃるけども、社会教育っていうのは広いので、ほかの分野のことについて素人だっということが往々にしてあるわけですね。だから、ほかの分野のことは知らなくてもいいかっていうとそういうわけにいかないところがあります。私どもは一部の専門性は持ってるんですけど、全体の専門性っていうことになると非常に難しいんですが、そこを何とか情報収集したり多少勉強したりして、全体に対する意見もある程度持って発言できるようにしていくことが一番望ましいということになるんですね。私はこれしか知りませんっていうようなことでは、ちょっとまずいという点が若干あるわけですね。その辺もご承知いただけたらと思うんですけども、これは難しいし大変なことなんですけども、

そういう面がございます。

どうぞ、特に新しい方、ご質問ないですか。

それじゃあ、今日ずっと最後まで、どんな機会にでも結構ですので、ご質問していただけたらと思います。

それでは、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。時間が押してるような気がしますので。

報告事項の2つ目は、第2期しまね教育ビジョン21の概要についてでございます。

田中参事さん、お願いいたします。

○田中参事

第2期しまね教育ビジョンについて説明をさせていただきます。

まず、資料は、資料5の概要版を見ていただければと思います。黄色いリーフレットをお配りしております。この第2期しまね教育ビジョンですけれども、1枚だけ開いていただきますと、左側のページに第2期しまね教育ビジョン21を策定しましたとあります。この教育ビジョンといいますのは、平成16年にしまね教育ビジョン21というのを初めて策定いたしまして、これが16年から25年度までの10年間の計画でございました。これに続く2期のビジョンとして策定したものでございます。今回は、2つ目の丸にございますけれども、教育を取り巻く状況、急激に変化をしているというようなことから、今回は計画期間を10年ではなく5年間としております。この計画を策定するに当たりましては、昨年10月に県の総合教育審議会に諮問を行いまして、今年3月にその審議会から答申をいただきました。その後、パブリックコメントなど募集しながら、7月10日に教育委員会会議で議決をいただいて決定ということになったものでございます。

下のほうに基本理念を書いております。「島根を愛し、世界を志す、心豊かな人づくり」というのを基本理念に掲げております。これが第2期のビジョンをあらわすスローガンということになります。これを設定した理由といたしましては、その下のところにも書いてございますけれども、科学技術の進歩、国際化の進展など社会の急激な変化に伴い、先を見通せない厳しい状況があると。こういった時代を生き抜くためには、まずは島根のふるさとの自然、歴史などに対する愛着や誇り、理解を土台に据えることが大切であると。これが島根を愛し、というところの部分でございます。こういった土台のもとで日本や世界を見渡す広い視野を持ち、高い目標、困難な課題、未知との領域という意味を含む世界というものに挑戦しようという意志を持ち、夢や希望、目標に向かって意欲的に進むとい

うこと。それから、社会に能動的にかかわる態度などを持つことが大事だということから、これが世界を志す部分になります。そして、その一方で、他人を思いやる心、それから生命を尊重する心などの豊かな心はいかなる時代であっても重要であるということから、これが心豊かな人づくりにつながるものですが、こういった基本理念が設定されています。これも審議会のほうから答申をいただいた基本理念でございます。

それから、あと、右のページのほうを見ていただきますと、第2期しまね教育ビジョン21の全体構造というものがございます。これは今後5年間に県が推進する施策、何を狙いとして実施されるかということを知りやすい体系の中に位置づけたものでございます。方向性などを関係者全員が共有することで、それぞれの施策が子どもの確かな力となるようにということをつくっております。一番左側、基本理念として先ほどの基本理念を掲げております。その右には、3つの島根の教育目標を掲げております。1つが向かっていく学力、2つ目が広がっていく社会力、3つ目、高まっていく人間力でございます。これらはこの5年間の取組を進めていく上で3本の柱となるものでございます。審議会の中でも、これからの社会を生き抜くために子どもたちに必要な力とは何かということを中心に話し合われて、そういった観点でこの3つの力ということで設定をしております。

そして、その右ですが、重点目標を示しております。これはそれぞれの教育目標を達成する要素でございまして、教育目標を達成するために具体的に育てていく能力、態度を示すというもので、学ぶ力、学んだ力など8つの目標を掲げております。それから、その下のところ、緑の部分ですが、これは3つの教育目標を達成するための基盤を示すものでございます。一つは家庭、地域と連携した学校教育の展開、それからもう一つが社会教育の展開でございます。その一番右でございますけれども、施策とありますが、これらは具体的に行う事業や取組を掲げております。なお、これらはグループに分けておりますけれども、それぞれの教育目標や基盤との関連で大きく分けてグループに分けておりますが、複数の施策が複数の重点目標を共有して相互に連携しつつ、学力、社会力、人間力の達成を目指すということにしております。施策としましては、例えば上のグループですと一番下に読書活動の推進ですとか、2つ目のグループですと社会性の育成、また、ふるさと教育の推進、それから、一番下のところでは、下から4番目になります、学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進ですとか社会教育の振興、こういったものを掲げております。

この社会教育につきましては、このビジョンの中でもそれぞれの教育目標、それから、

下にあります基盤にかかわる重要な施策というふうに位置づけているところでございます。なお、ふるさと教育などにつきましては、提言をいただいた内容もこのビジョンの中に参考にさせていただいているところでございます。

それから、全部開いていただきますと、一番左側、島根の教育目標と重点目標、先ほどの向かっていく学力、広がっていく社会力、高まっていく人間力をそれぞれ詳しく説明をしております。下の説明をごらんいただきたいんですが、これら3つの教育目標は相互に関連性を持って展開していくべきものとしてしております。例えば、人間力というのを土台に社会力や学力があって、その学力や社会力が育つことによって人間力も高まっていくと。また、社会とかかわることで学びの意欲も高まり、学びを生かして社会に役立つとするというように、学力、社会力、人間力というのはそれぞれ独立したものというよりも、好循環の関係をつくって関連性を持って展開していくべきものだというふうに考えております。

それと、その右のページでございますけれども、学力とはというふうに書いております。ここで学力の考え方について、島根県での学力の考え方についてこのビジョンで示しております。その図を見ていただきますと、学んだ力として知識、技能、思考力、判断力、それから、学ぶ力として学習意欲、それから知的好奇心といったものを掲げ、それぞれ矢印でつなげております。現在のような激動する社会を生きるためには、これまでのような狭義の知識とか技能といった狭義の学力だけに頼るのではなく、学習意欲、知的好奇心といった学ぶ力の双方を身につける必要があるということでございます。知識とか技能といった学んだ力を高めていくためには、主体的に学ぼうとする学力を育むことが大事であると。また、学ぶ力というのは主体的に学び続けようとする原動力となるものであって、学ぶ力を育むことでまた学んだ力を向上させ、それがまた次のステージの学ぶ力を生むというふうに好循環を確立することが大切だというふうに考えております。

今後は、これらの学ぶ力、学んだ力の考え方、これを学力と県では定義づけまして、系統的に学力の育成を図るために、このビジョンの実効的なプランになりますけれども、学力育成推進プランというのを市町村の教育委員会と一緒に策定をいたしました。これによりまして具体的な事業や取組を進めていきたいというふうに思っております。

そして、次の右のページ、2ページにわたるものでございますけれども、家庭、地域と連携した学校教育の展開として示しております。この図は就学前から小学校、中学校、高等学校までのそれぞれの段階ごとに、学校教育、それから家庭、地域のかかわりの中で子

どもたちをどのように育むのかという、その要点を体系的に示したものでございます。上のほうでは、学力、社会力、人間力の項目ごとに発達段階に応じて各校種ごとに目標を、いわゆるキャリア教育の視点で示しております。そして、下のほうですけれども、学校、家庭、地域が連携して行います基本的な生活習慣の形成ですとか、健康体力づくり、それから、赤いところになりますが、家庭が子どもたちにどのようにかかわるのかということを示す家庭の関わりや役割。そして、一番下には、学校と家庭を支援していただく地域というのをそれぞれ表現しております。これらの学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚して相互に連携し、協力しながら取組を進めていくことが重要というふうに考えております。

具体的な社会教育に関する施策につきましては、こちらの水色の冊子のほうで簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、12ページのほうをお開きいただきますでしょうか。これは広がっていく社会力という目標の分野です。12ページの上のところ、島根県の現状としまして、学力調査の結果によっても、現在、地域行事に参加するとか、それから、挨拶をするという回答をする子どもの割合が高いというような状況ですとか、その反面、一つ飛んで3つ目の丸になりますけれども、多人数、それから、異年齢、屋外での遊びが減少している、それから、人間関係の範囲が狭いとか、集団での活動が減少といったような状況があるということから、今後の施策の方向性といたしましては、学校教育、社会教育において大人や異年齢の子どもたちとの交流など、人と人との関わりを主眼とした活動を多く体験させ、人間関係を構築する力を育むとか、それから、ボランティア活動、地域の人との協働による体験活動を通して、子どもたちの自己評価の育成などに取り組んでいくといったような方向性を示しております。

それから、島根への愛着と理解というところで、一つめくっていただきまして14ページのところですが、島根県の現状としまして、少子高齢化の中で島根の将来を担い地域社会を活性化し発展に寄与する人材の確保が懸念される状況にあります。それから、たくさんの方が県外に流出している状況にあります。一方で、現在ふるさと教育が進んでおりまして、たくさんの方々に関わっていただいております。ふるさと教育を進める上での知見や経験が蓄積されている状況があるというような現状のもとで、方向性としましては小・中で取り組んだふるさと教育を、就学前から高校までの一貫性のある取組に発展させるというようなこと。それから、身近な地域・島根と世界や我が国との関連性を意識した取組とするということ。それから、職場、企業見学、職場体験と地域との協働による体験活動

を通して地域で活動しようとする意欲を喚起するといったようなことを掲げております。

それから、16ページでは、これは高まっていく人間力の自尊心のところになりますけれども、16ページの今後の方向性のところではふるまいの推進ということで、今後も基本的なふるまいの定着を図り、県民に県の取組についての認知を広めていって、県全体でのふるまいの推進を図るというようなこと。それから、一番下の丸になりますが、体験活動を行う場合には本県の豊かな教育資源、人、物、ことを活用する工夫を行うなどの方向性を示しております。それと、基盤のところでは社会教育の展開というのがございましたけれども、それにつきましては25ページのところで説明しております。基本的な考え方の2段落目になりますけれども、人づくり、きずなづくり、地域づくりを進めるためには学習環境の整備、連携・協働体制の構築の推進が必要であると。さらに、たくましい子どもを育てるためには地域力を生かした子育て支援、学校支援等に取り組む体制づくりや機運の醸成が必要だということを基本的な考え方として掲げております。今後の方向性としては、公民館を拠点に住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、地域力を高める取組を推進するとか、それから、社会教育施設等において指導者を養成をしていくということ。それから、子どもたちの人間力、社会力の育成を、地域の力を結集して取り組んでいくというようなことなどを掲げております。

それと時間の関係で具体的な施策のところの説明は省略させていただきますけれども、31ページの読書活動の推進という施策ですけれども、一番上のところで読書習慣の確立に向けた取組の推進ということでいろいろ掲げております。また、33ページのところでは、社会性の育成ということで体験を通じた社会と関わる力の育成ですとか、体験活動に関する家庭への啓発をしていくということ。それから、36ページは、ふるさと教育の推進になりますけれども、③になりますが、地域との連携により活動を充実させていくというようなこと。それと39ページ、これが島根のふるまいの推進でございますけれども、②のところ、県全体でのふるまいの推進を図っていくということです。それと56ページになります。学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進ということで、これは基盤のところになりますけれども、地域全体で子どもを育む取組の充実、また、子どもを支える大人の学習機会の充実ですとか、社会教育主事の専門性を生かした学社連携・融合の推進といったようなことを掲げております。

それからその次のページは、社会教育の振興ということで、公民館活動の充実による地域力の醸成ですとか、社会教育研修センターでの指導者養成機能の充実、それから、社会

教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実、あるいは、青少年の人材育成の推進といったものを施策としては掲げております。これらの社会教育に関係する分野の施策のほかにも、地域との連携というキーワードがたくさん出てまいります。地域との協働なくしてはもうこのビジョンの達成というのは不可能だというふうに思っておりますので、このビジョンの推進には、委員の皆様のご理解、ご協力、ご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほどのこの説明をしましたリーフレットでございますが、今回はちょっと多目に印刷をいたしました。社会教育との関係も大事だということで、公民館のほうにも多目にも置いてもらうように、通常よりも多く送らせていただいております。住民の方の手にとって見ていただけるようにというふうに思っておりますし、研修などの場面でこのビジョンのリーフレットが必要ということでしたら、また言っただければ、幾らでも送らせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひします。説明は以上でございます。

○有馬会長

ありがとうございます。しまね教育ビジョン21がつくられて向こう5年間、これに基づいた島根全体の教育活動が動くということでございます。

社会教育に限定したものではないけれども、この中で社会教育にかかわるところを少し重点的にお話しいただいたようにも思ひます。

どうぞ、ご質問がありましたらお願ひします。私どもも社会教育委員もこういったものにも目を通して、島根全体の社会教育に限らず、教育界全体の動向とか、ビジョン等についての理解もしておきたいということでございます。

それでは、田中参事さん、次に行かせていただいでよろしいでしょうか。

○山本SL

田中参事は、所用のためここで退席いたします。

○田中参事

大変申しわけありませんが、ここで失礼いたします。今後とも、よろしくお願ひいたします。

○有馬会長

それでは、しまね教育ビジョン21についてご質問もあるかもしれませんが、次へ行かせていただきまして、後ほど必要に応じてご質問をお願ひします。

それでは、3つ目のほうの島根県における平成26年度社会教育行政の方針と事業につ

いて、荒木課長さんからお願いいたします。

○荒木課長

失礼をいたします。私はこの黄土色の冊子を使って説明をさせていただきますので、準備をよろしくお願いいたします。

それでは、座ってさせていただきます。この冊子の2ページ、3ページのところをお願いをします。

2ページには社会教育行政の組織、3ページには派遣社会教育主事の名簿が載っております。なかなかこういったものを目にされることがないと思ひまして、説明をさせていただきます。それと、社会教育行政は予算的にはそうでもないんですが、マンパワーに負ってるところが大変大きいということがございまして、そういった意味でここを説明させていただきます。

2ページ目の上のところに教育庁社会教育課ということで載っておりますのが、これは県庁の中にございます、私どもの課のメンバーでございます。その下に、左側の囲みですが、県立東部社会教育研修センター、その下に県立西部社会教育研修センター、この2つは研修をする機関でございまして、県の東部と西部に一つずつ置いてあるものでございまして。社会教育に携わる職員さんとか、あるいは公民館の関係者の方とか、そういった方々を対象とした研修する機関でございまして。

それから、その下に県立図書館が載っております。その下にいきますと、一つ飛びまして、県立青少年の家、これは出雲の平田にございますサン・レイクのことでございまして。それから一番下に県立少年自然の家、これは江津にございます施設でございまして。こういった教育機関が私ども社会教育課の所管の施設ということで県内に点在しているということでございます。

それで、その右側に名前が書いてございましてけれども、職名が社会教育主事という職名の職員がたくさんいます。この社会教育主事といいますのが、社会教育主事という資格を持ってそういった職を発令された職員ということなんです。他県の方がこれを見られますと、大変たくさんの社会教育主事さんがかかわっておられますねということをよく言われるということでございます。

3ページ目でございますけれども、これも島根県の大変大きな特徴でございますけれども、上半分のところが県内の5つの教育事務所の人の配置をあらわしておるものでございまして。一番上に掲載してあるのが松江教育事務所ということで、その下に出雲、浜田、益

田、隠岐と5つの教育事務所がございます。それぞれの教育事務所には社会教育の専門のスタッフがおります。一番上でいいますと、山根という企画幹がおりますけれども、そういった立場の専門のスタッフがそれぞれの事務所におりまして、それぞれの教育事務所の管内の市町村に派遣をしている社会教育主事がおります。それが右側に書いてございます、名前とそれから派遣先が書いてありますものでございますが、全部で23名おります。市町村でいいますと、出雲市、江津市、邑南町にはおりませんけれども、16の市町村には派遣の社会教育主事がいます。この派遣の社会教育主事の役割というのは、この冊子の後ろに資料がついておりまして、そこに要綱等を載せております。市町村の社会教育行政の推進をするために、それぞれの市町村の教育事務所に籍を置いて活動しているということでございます。この派遣の社会教育主事制度というのは、国全体から見ますと、大分減ってきておりますけれども、島根県はむしろ昨年度より今年度1名ふえているという状況で、それについても他県の方からは、そんなに力を入れておられますかというような少し驚きの声をいただいております。

それから、下のほうに2つ囲みがございますけれども、社会教育、いろんな分野とかかわりがございます。その教育庁内社会教育主事の一番上の山本というところの、課名が昨年度までの義務教育課という名前になっておりますが、今年度からは組織が変わりまして、名前が教育指導課という名前に変わりましたので、訂正をお願いをします。こういった学校教育との連携を図るために教育指導課にこうした社会教育主事がおりますし、その下の人権同和教育課、あるいは保健体育課も広い意味では社会教育でございますので、そういったところにも連携を図るために職員を配置しておるということでございます。

それから、一番下の大きな囲みは、国とか大学のほうへも人材を出しているというように、全部で社会教育主事が56名おりますけれども、大変大きなマンパワーを使いながら、社会教育行政を進めているという現状でございます。

それでは、事業の中身について入ってまいります。4ページをお願いいたします。事業名と数字しか並んでおりませんので、簡単にご説明いたします。これは先ほど組織で言いました県庁の社会教育課と、それからその他の教育機関全て、社会教育行政にかかわる予算についてここに載っておるものでございます。H26という欄を見ていただきますと、おおむね5億の予算を社会教育行政で使っているということでございます。事業名でいいますと、社会教育研修センター事業とか、県立図書館事業、青少年の家事業、少年自然の家事業、これらは先ほど組織で申しました、それぞれの施設での予算をまとめたものが載

っております。それ以外につきまして、県庁の社会教育課で使っておるといような内容になってございます。

事業の中身でございますけれども、5ページをお願いいたします。主だったところだけ説明をさせていただきます。まずはこの5ページの一番上のところに、教育の充実というふうに書いてございます。これは計画でいいますところの一番大きな大項目が、教育の充実であり、その一部を私どもが担っているということです。この教育の充実の大きな目標といたしましては、2行目にございます、「一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます」というものです。こういう大きな目標のもとで、その目標を達成するために具体的にはどういったことを取り組むかということがその下に束ねられているといような格好になってございます。

先ほど来、お話も出ております、ふるさと教育についてでございます。これは力を入れておりますので、ご説明を申し上げます。5ページの下のところの(ア)のところに書いてございます。ふるさと教育推進事業は、ふるさとへの愛着と誇りを持った子ども、それから1行目の終わりのところ、心豊かでたくましい子ども、それから、下のほうへ行きまして地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を育むといような、そういった子どもを育ていくという目的を持っております。その手段といたしまして、その文章の中ほどに書いてございますけれども、地域のいろんな教育資源、学習素材を使って、そこに書いてありますのは、地域のひと・もの・ことを活用した学習、これを、島根県においての表現でございますけれども、ふるさと教育というふうに呼んで取り組んでおるところでございます。島根県独自のものもございますけれども、やはり都道府県、各県同じような事業もやっておられますけれども、島根県ではこのような格好で進めておるといことでございます。具体的な中身といたしましては、5ページの一番下の囲みの中でございます。市町村交付金といたしまして、6ページの上のところになりますけれども、具体的に数字があります、1市町村当たり10万円とか、1校当たり7万円といような交付金をお渡しして、これは割と自由度の高いものでございますので、ふるさと教育を進める上での経費に使っていただいているといことでございます。

ふるさと教育は平成17年からスタートいたしまして、10年目を迎えたところでございます。それでこの9年間の反省がございまして、それは、小・中学校の取組に学習の重複が見受けられた、一貫性がなかったといような反省が一つございまして、それから、体験

活動を実施するだけで、例えばこういったイベントをやりましたとか、そういったことでやりましたよということだけで終わって、深みのある取組が行われなかったのではないかとこの反省点、それから、もう一つは場所によって取組に差が出ていたという反省点がございました。これはこういった反省点に基づきまして、向こう3年間のふるさと教育をどういう方向で取り組むかというのが6ページの上の囲みの一番下のところに、H26から28の方向性ということで書いておりますけれども、小・中9年間を通した系統性・発展性のあるふるさと教育をこれからは取り組みますよということ、方向性として出しております。

それから、学校を支援する地域の体制の充実、これは先ほど言いました、地域によって差があるというようなこともございますので、こういった方向性を出しております。ちなみに、この社会教育委員の会の提言でいただきましたふるさと教育への提言にも、まさにこういったことをご指摘いただいたところでございます、そういったものの後押しもいただきながら、方向性を打ち出しています。実際に今年度から取りかかっているというところでございます。

その他、②でございますけれども、学校と企業等の連携、これはすでに今年度新しい事業としてスタートしております。また、③の公民館ふるさと教育推進モデル事業、ふるさと教育は学校教育の中でも当然取り組まれておりますので、教育委員会の中の教育指導課と私ども社会教育課が、いわば両輪となって進めておる事業でございますので、一方の社会教育の大きな柱として③の公民館におけるふるさと教育というものを、これも新規として取組を始めたということでございます。

ふるさと教育の説明はそのぐらいいたしまして、7ページをお願いいたします。7ページの(ウ)のところに市町村支援事業というものを書いております。これはその囲みを見ていただきますと、①に学校支援とか、②放課後支援、放課後子ども教室、それから③家庭教育支援、④土曜日の教育支援、いろんなメニューがございます。これら全てが市町村に対しまして金銭的な支援であり、ここで掲げてありますような活動の人件費でありますとか、会場使用料でありますとか、そういった経費を市町村に対して補助しておりますのでございます。大きなくくりとして市町村支援事業というふうに書いておりますけれども、こういったことを市町村に対しまして支援をしながら進めさせていただいておるということでございます。

例えば、③の家庭教育支援のところに、親学プログラムとか、親学ファシリテーターと

いうふうに書いております。これは親としての役割とか、あるいは、こういった場合にはどうすればいいんだろうかというような親さん方の悩みがあるというようなことがございました。この親学プログラムといいますのは、何か答えが書いてあるような冊子ではございませんでして、参加型の研修のやり方が書いてあるものでございますけれども、そういったものを作りまして、PTAの会でありますとか、何歳児健診の場でありますとか、そういったところに出かけていきまして、新しく親になられる方、あるいは、今悩みを持っておられる方などの親としての心構えといいますか、そういったものの気づきを促すような取組をやってるというようなことがございます。

それから、④の土曜日につきましては、これも現在、ちょうどいろんな議論がされてる最中でございます、土曜日をどのように充実した使い方をするかというようなことで、そういった取組も県教委でやっておるといところでございます。

それから、8ページの②「実証！『地域力』醸成プログラム」というものでございます。これは公民館についての事業でございます。公民館は、人づくり・地域づくりの拠点でございますので、そういったものを中心とした住民自治活動の振興を図ることから、こういった事業を進めておるといところでございます。

これも、いろんなメニューが囲みに書いてございまして、①、②、③ございますけれども、昨年度、今年度、始めました新規事業が書いてございます。長岡委員さんからもありましたように、島根県の公民館は、とても元気がいいというふうに全国的にも見られております。そういったお手伝いをする事業といたしまして、これはモデル公民館を指定して、モデル公民館になった公民館には、その活動費を3年間支援するというような事業を、平成19年からやってまいったわけでございます。そういった事業を少し形を変えながら、継続してやっておるといものがこちらのほうに書いてございます。

それから、13ページあたりから社会教育研修センターの事業でありますとか、14ページは、図書館の事業でありますとか、15ページは、青少年の家、サン・レイクの事業でありますとか、そういったものが事業が書いてございますので、また後から見ていただければと思います。

最後に20ページをお願いします。今まで申し上げましたものと少し変わりますが、芸術・文化の振興ということで、こういったものも社会教育課の所管となっております。芸術・文化が子どもたちの想像力や表現力を高めるということから、その振興を図っておるといところでございまして、具体的な事業としましては、主要事業にございます青少年の文化

活動推進事業、学芸顕彰、表彰したり、それから知事の激励を受けたり、そういった費用でございます。

それから、②として、ふるさとティーチャー派遣事業でございます。これは中学校、高校の学校の文化部活動に社会人の指導者を派遣するような場合に、経費を支援するものでございます。

それから、21ページ一番上のところは、中学校の文化部活動が地域のイベント等に参加するような場合の経費を支援するもの、それから、③で芸術鑑賞機会の提供ということで載っておりますのは、これはいろんな劇団でありますとか、オーケストラでありますとか、そういったものが、学校を訪れて本物を見たり、聞かせたりといったことを子どもにするというものです。これは文化庁の事業でございますけれども、そういったものも間に入ってやっておるといようなことでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○有馬会長

ありがとうございました。今年度の社会教育行政の方針と事業についてというような形でお話しいただきました。私ども、新しく委員がスタートいたしましたので、私どもが理解すべき内容についての説明をいただいたわけでございます。

ご説明を聞かれたことで、何か質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○栗栖委員

県では社会教育計画を単独ではつくっていないということで、教育ビジョンを見させていただくと、成人教育についての記述は、ボリュームとして少ないなというのが正直な感想です。一方、この社会教育行政の方針の資料には、主要事業がいっぱいありますけれども、それぞれの推進体制がよくわからないんです。例えば親学の推進の委員会など、「結集！事業」になる前は、放課後子どもプランの審議会のように、事業をどういうふうに進めていくかという協議会が設けてあったと思います。今それが現行でどうなっているのかというのがまず見えにくくて、一個人の社会教育委員で追っていくのはなかなか難しい状況です。成果指標についても多分、市町村のレベルでやっていくべきことではありますけれども、県レベルの推進計画の中で、どういう成果指標を参考にしたらいいとかということが、どの程度、議論されているのか。親学の推進というのはあるんですが、家庭教育支援の推進協議会じゃないんですよね。でも、文科省からいえば、親学は家庭教育支

援の一つのジャンルであって、もっと包括的な家庭教育支援を島根県の社会教育サイドでしていくのであれば、もう少し幅広い審議がなされ、そこで出された方針に基づいて、市町村も計画をつくっていく必要があると思います。

私も親学のファシリテーターをしておりますが、その研修とフォローが貧弱に感じています、家庭教育支援という大きい課題の中で、どういうふうに地域をつくっていくとか、親とあるいは、専門のチームとか、インフォーマルな地域の人たちをどう結んでいくのか、福祉と教育がどう連携していくとか、そういった学習を親学ファシリテーターはしていません。県のレベルで、もう少しこの事業の推進計画の中で、しっかりした枠組みに基づいて議論されて、また、それらが私たちにも見せていただけると、ありがたいと思います。そのあたりの記述がないと市町村支援事業ということで、お金だけ支援してるというふうに思われてしまいますよね。実際には、社会教育研修センターでも、いろんな研修をされていますし、ぜひそのあたりを、今日は時間がないですけれども、お教えいただければというふうに思います。

○有馬会長

進捗状況が、施策とか事業の概要みたいなことはわかるけども、その進捗状況等も、どんなふうに進んでるかとか、その辺が見えにくいということですかね、主に。

○栗栖委員

そうですね、具体的に推進っていうところ、こういうことは幾らでも書けますけども。

○有馬会長

そうですね。

○栗栖委員

推進がどうなっていて、そこで成果指標をどういうふうに設けているかということです。

○有馬会長

今日は時間がないので、その辺の説明いただくことはまだできないかもしれないけども、今後、また生かしていただきたいと思います。実は時間がなくなってきておりまして、協議に早く入りたいんですけども、また後、協議をしていくための社会教育行政の現状と課題っていうようなことについて、参考までにご説明いただくことになっております。一応、ここまでのところで、大変押してきたんですけども、報告説明事項は終わらせていただいて、これらを踏まえて協議に入りたいと思いますけども、協議に先立って社会教育課のほうから社会教育行政の現状と課題をポイントをしばって全体説明をしてくださることにな

っておりますので、これをお聞きしたいと思っております。お願いします。

○山本 S L

資料 10 をごらんください。これから議論していただくための一つの話提供として、社会教育は幅広いですから、例えばこういう現状と課題がありますということをお示しをいたします。

1 つ目は、公民館等を核とした社会教育の振興です。島根県には 3 2 4 館の公民館等があります。公民館等というのは、公民館、コミュニティーセンターやまちづくりセンター等を含めたものです。中には、首長部局へ所管が移管しているところがあったり、同じ自治体の中でも所管が違っていたりするところがあって、さまざまでございます。

それから、職員体制も正規職員の方もいらっしゃる場所もあれば、自治体の状況によっては雇用体制も違います。ただ、各公民館等においては地域力を高める取組が広がってきています。住民の方たちが積極的に地域に関わるが増えています。市町村間、公民館等の間では、まだまだ差があるものから、そこをどう埋めていくか、全体的にどんなふうにレベルアップしていくかというのが一つ課題であろうかというふうに考えています。

それから、若者の地域参画ということです。次代を担う若者の姿がなかなか見えにくいという実態があります。若者が地域に関心を持ったり、地域活動へ参画したりするためには、どういうことをしていけばいいのかということも課題になってます。中には、活発に地域にかかわっているところもありますけども、一般的にまだまだこれからという感じがしています。

それから、2 番目、次代を担う子どもの育成ということで、ふるさと教育についてです。地域に愛着を持つ子どもたちが増えてきている一方で、高校を卒業した後、県外に出ていく子どもがたくさんいるということ。その子どもたちの支援にかかわる方が、非常に増えてきているんですけども、まだまだ地域への愛着を持ったり、島根県を担ったりしていく人材を育てていく必要があるかというふうに考えています。

それから、体験活動を各小学校で行ってます。2 1 5 校あるうちの 1 9 5 校で宿泊を伴う体験を行ってますが、ほとんどが 1 泊 2 日で終わっています。国の調査等でも、3 泊以上の長期にわたったほうが効果があるということが出てますので、できれば長期の体験活動が進むといいと考えておりますが、これもなかなか今、有効な手だてが打ててないという状況です。

それから放課後支援ということで、留守の家庭の子が過ごす放課後児童クラブというのがあります。厚生労働省が所管している事業です。放課後の子どもたちが遊んだり学習する場を提供する放課後子ども教室があります。これは文部科学省が所管してます。並行して取り組まれておりますが、来年度からはこれを一体化、連携して取り組もうという方向性が出てます。県内にある児童クラブと子供教室はどのように連携、協力して進めていくかという体制づくりがこれから必要になってくると考えています。最後に、これは栗栖委員からご意見いただいたんですが、家庭教育支援です。県としては親学プログラムを開発しファシリテーター養成をして、各地域で学習活動が広がっているものの、その場に参加できない、参加しにくいという家庭をどのように支援をしていくのか、あるいは、栗栖委員がおっしゃったようにトータル的にどういうふうな家庭を支える仕組みをつくっていくのかというのは、これからの課題になるであろうと考えております。

主に3点に絞って現状で課題について説明させていただきました。これをもとにあるいは、これ以外でもいいですから、どうぞ議論をしていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○有馬会長

ありがとうございました。協議を私どもがする上で、ポイントを絞ったり意見が言いやすくなるかなという思いで、社会教育課のほうから説明をしていただいたということでございます。これにこだわらないでもいいんじゃないかと思っておりますので、これから、ほんのわずかな時間しかありませんけども、せっかくお出かけいただいておりますので、初めからずっと説明していただいたことを踏まえたり、それらに対して質問いただくのもいいと思いますし、感想をおっしゃるのもいいと思いますし、それから、当初からこの席でこういうことは言って帰りたいと思ってお出かけだった方もあると思いますので、そういったご意見を披露されるのもいいんじゃないかと思っております。

お一人ずつ全員に発言いただくほどの時間がないんじゃないかと思っております。どうぞ、意見を言いたい方からどんどん質問でも意見でも出していただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

○竹田委員

失礼します。資料をたくさんご紹介いただいて、家でも読んでくる中、とても気になったことがありました。地域という言葉、それから家庭という言葉が本当にたくさん出てきて、地域の教育力、家庭の教育力、学校の教育力、全部大事っていうのは本当に思ってい

ることですし、皆さん、ご承知のことと思うんです。島根県はたしか子育て世代の就業率が全国トップレベルということ、割と最近数字が出たと思うんですけれども、在宅で子育てをしている方というのを本当に見かけなくなりました、この数年間で。その中で、その家庭教育っていうことを進めていくのであれば、幼稚園、保育園との連携のほかに職場の理解であるとか、職場の協力というものがどうしても必要になるであろうということ、思っています。

それから、地域というのも、住宅街の平日の昼間、地域の団地の中とかには本当に人がいません。何かあったときに、その地域の中に仕事をしている、夜じゃない、家に帰ってきていない時間帯にいる人というのは、仕事を退職した人ぐらいというのが現状かと思えます。その中で、地域を担っていく地域の教育力を担っていくのは誰なんだということ、いつも感じています。ふるまい向上のこととか、ふるさと教育のこととかも出てきましたけれども、挨拶をすることが大事なのではなくて、知り合いになって知り合いの人と声をかけ合う、交流することが大事、挨拶、相手の顔も見ないで、「おはようございます」と言う子どもを育てたいんじゃないということ、いつも思っています。

地域に人が現実にはいないのが今の島根の現状であると思えますので、その職場の理解ということと、形だけのふるまいではないということ、それから、ふるさと教育も、島根が大好きですっていう子どもを育てたいのではなくて、島根に、私だったら松江に何があるのか、どんな人がいるのかを個別に知ることこそがふるさと教育であると思っている、名前だけが進まないようにということと、その家庭・地域の担い手が本当に担えるために何が必要なのかということ、ずっと皆さん考えてこられてることだと思えます。本当に在宅子育ての人が減ったというのが幼稚園、保育園の先生ならわかると思えますけれども、数字も追っかけて確認していきたいことだと思っています。よろしくお願ひします。

○有馬会長

大変重要な提案というか、提言が幾つか含まれておったように思います。島根は子育て世代の就労率が高い、これは今まで余り出てきてなかった意見でもありますが、そういう意味では働いているお母さんやお父さんたちの職場の教育っていうか、企業、会社も含めるんですかね。そんなことも社会教育という活動の中で、事業の中で、射程に置くべきではないかと、これは今まであまりなかった話だと思えます。

どんどん出していただくっていうことを優先したいと思えます。どうぞ、次、お願ひします。関連しなくていいんじゃないかと思えます。お願ひします。

ちょっとオーバーするかもしれませんが、もしお急ぎの方があつたら、事務局へ一言言って中座していただいてもいいと思います。もうちょっと延長させていただこうと思います。よろしゅうございますか。よろしくお願ひします。

○安部委員

コンパクトに話してみたいと思います。社会教育委員の会の認知度を高めるっていうか、中身を充実させるっていうこと、ずっと話を聞きながら思ってたんですけども、職務の2番目に教育長を通して教育委員会に助言するということがあろうと思うんです。この社会教育委員の会はどういうもんなのかっていうことをいろんな人に知らしめる必要があると思いますので、県の教育委員会のほうから、この社会教育委員の会に諮問があつて、社会教育、生涯学習についてこういうことをちょっと皆さんで話し合つてみてくださいと、いろいろご意見いただきたいということは過去にあつたでしょうか。

○有馬会長

これは質問として受けとめてお答えください。

○山本S L

諮問、答申はありません。提言とか建議はありました。

○安部委員

それで現実、県の教育委員会からこういうことちょっと話し合つてみてくれっていうことはないにしても、やはりこっちから投げかけて、こういう会があつて、社会教育、生涯学習のことについて真剣に考えてるんだけど、何か教育委員として尋ねたいことはないですかという投げかけはやっぱりすべきだろうなど。それがないならないで、前回と同じように我々が社会教育、生涯学習のいろんなことを調べて、調査して、それからそれを分析考察して提言をするということはあるんじゃないかなと思いますけど、その職務の一つのポイントとして、諮問を受けて答えるということについては、言つたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、時間もないので、2つ目ですけども、平成25年の12月に提言書をまとめました。ふるさと教育っていうのはやっぱり大事にしましょう、それが今の社会教育行政にどう反映しているのか。こじつけでもいいですから、こういう提言書があつたから、こういうふうに事業が発展したとか、あるいは、ほとんど消えそうだったんだけども、残つたとかいうふうにして、この社会教育委員の会で取りまとめたことがこういう成果を上げたんだよというふうにして、いろんなところでやっぱりアピールしていく必要があるかなと

いうふうに思います。

さっきお話もあったように、教育委員会制度もいろいろ言われてます。教育委員会自体がなくなるかもしれません。そのためには社会教育委員の会ってというのは、やっぱり大事だよなっていうのは、今我々が行動を起こしていかないと、消え去る可能性もあるなというふうに思ってます。

○有馬会長

ありがとうございました。1つは、社会教育課のほうからもこの会に諮問をするということか、いうことがあってもいいのではないかということ。それから提言という形、諮問が出れば答申という形になると思いますけど、それを受けて、その後それがどう生きたかということの説明したり報告したりする、そういうことも大事ではないかということだと思います。

では、これは次にまたいろいろつながるということで、お答えいただくというよりも、次の意見をいただこうと思います。

○長岡委員

先ほど栗栖委員さんからもご意見が出ていましたが、親学のことについての推進状況なんかははっきりしないというようなこともあったわけなんです。特に県の事業として、公民館が初めてその舞台に立ったのが地域力醸成プログラムであるわけなんです。これに関しては、それなりのお金があった、予算がついておったということもありましょうが、全国発信しておるわけなんです。この事業に関して、全国発信するために結構お金もかけてきた、これは県教委がですね。そのために、島根の公民館はすごいなという評価が、全国的に広まったため、この間の研究集会なんかも人がたくさん寄ってくる一つの原因にもなってると思うわけなんです。ただやっただけでなくて、それがどういう形で皆さん方に周知できるか、こういう活動は非常に大事じゃないかというふうに思っております。

私ごとで大変申しわけないですが、松江市の公民館は今年度、全館ホームページを持っております。これに200万ほどお金をかけましたけれども、そうやって松江市の公民館は一体何をしているのかと、これを全国に発信しておるわけなんです。そういった発信力といいますか、そうしたものを事業をやる所は非常に大事にしていかなきゃならない。当然、社会教育委員の会も何をしているのかっていうことをどんどん出していく必要があるだろうと思います。

そういうところは、まだまだ我々のやる所が残っているんじゃないかなと、そうい

う感想でございます。

○有馬会長

ありがとうございます。親学をはじめ、いろいろ発信している、よくなさっているところもあると、この委員会も少しは発信する方向を検討しようということですね。

○門脇委員

意見というより質問なんですが、世の中が変わってしまったなということを感じるものですから。まず、社会教育が行われるフィールドです。今日の説明でもほとんど婦人教育、成人教育、青年教育が出てきません。全部、ふるさと教育、学校支援など子どもが対象です。それを否定するつもりはありませんが、地元の教育委員会の会議でも指摘したことで、どうも予算が単に教育委員会から社会教育課を経由して学校に来てる。ここでいうと1億の予算がですね。何で社会教育課を経由するのかと私は言ったんです。学校教育課から出せばいいじゃないかと。そういう単純なことがあります。昔は子どもの教育っていうと、それは子ども会とか、スポーツ少年団とかそういうフィールドの中で展開されてきた。だから大体、根城が公民館だった。今は何となく予算的には学校というフィールドの中で社会教育が行われているというイメージがあるんですね。これはどういうことかなど。私は、社会教育が学社連携、あるいは、学社融合でお互い頑張ればいいけど、何となく学校教育を支援しているという、それは構図としておかしいんじゃないかというイメージがあります。ですから、社会教育が行われる場所、フィールドはもう子ども会でもないし、スポ少でもないという時代になってしまっているんだということなのか、現状をまず確認しないと、委員としての意見が言えないものですから、まず現状をちょっと、さらっとでいいから聞きたい。

それから今、この県において、高齢化社会が来ています。安倍内閣はもう既に人口減少問題をやっています。そういう中で、婦人教育、成人教育、高齢者教育、これらを今どういう具合に進めているかちょっと聞きたかったんです。それをお願いします。

○有馬会長

これは質問で聞きたかったとおっしゃるので、少しでもお願いします。

○山本S L

門脇委員、ありがとうございました。まさしく成人教育のところは、今、本当に不足してる部分かもしれません。子どもにかかわることによって、学校と家庭と地域が連携して、地域の力を高めていくという取組なんです。子どもにかかわる大人も、その活動を通して

育っていくということで、単なる子ども支援ではなくて、それに関わる大人も地域も育っていくということをイメージしております。一見すると学校支援に終わってるんじゃないかという感じはしますけども、その中でも地域も大人も育っていくような場をつくっていくという形です。おっしゃるように成人を直接対象とする施策は今なかなかないですね。まさしくそこは一つの課題かもしれません。それから、例えば子ども会の支援とかいうことも今はかつてほどはありません。各市町ではやってらっしゃると思いますが、県としては、なかなかそこは後押しをする施策、事業はないということになっております。

○門協委員

聞きたかったのはですね、方向性を示さないといけないわけですから、およそこの県における子どもたちの育成は、どこをフィールドにするかということなんですね。私が今言ったように子ども会とかスポ少なんていう、そういう時代ではもうありませんと。青年団もありません、そうであればそれでいいんです。であればどこがフィールドかという、もう学校しかないだろうなということで、今学校に予算が流れるのか、ということを私は知りたかったもので、それで聞いたんです。だからそれは昔のように子ども会をやれとか、スポ少をやれというつもりはないけれども、もうそういう時代ではありませんと、あるいは、そういう組織が存在しませんということであれば、そのような現状の中で、社会教育をどうしていくか。極端に言うと、私どもの町ではもう社会教育という言葉そのものが死語化している。それだから、我々社会教育委員として、社会教育委員がどうすればいいかというときには、やっぱりフィールドだけははっきりしておかないといけないという気がするものですから、そういうフィールドはもうないんじゃないですかね、というのであれば、それでいいんですよ。

○有馬会長

これは社会教育の根本的なことにかかわってくる問題で、これ皆さん議論したいでしょう。今のお話伺ってね。何か言われますか。一言でも。いいですか。何か関連しておっしゃりたいことがあったらおっしゃってください。

○門協委員

難しいことを言ったつもりではないんですけども。

○有馬会長

そうです。でも社会教育の基本、根本にかかわるものなんで。

○門協委員

どこで誰が、あるいはどこで誰をとということになると、やっぱり我々の職務のカテゴリーってというのは明確にしながらか提言していかないと、いや、それは学校教育の話ですということになってしまうんです、どっかでね。そんなもんだから、学校教育でやればいいじゃないかというふうに思うんです。何も予算を社会教育課から、学校という学校教育の範疇という流れにしない、多分もともと文科省の社会教育局が出してる予算でしょうから、そうなると思いますが、ちょっと違和感がありました。

○有馬会長

おもしろいところなんです、どうぞ、ほかにないですか。よろしいですか。こういったことをまた議論したいと思います。全然違ったことでもおっしゃりたいことがあったら、おっしゃってください。今日は結論を出すわけにはいかないのです。

○三澤委員

感想なんですけれども、こういった事業を書面で見たのは初めてなんです。それで子育てをしている中で、関わったとか、こういうところすごく助かってるなっていう事業があります。それが社会教育の事業だっていうのは保護者はなかなか分かる部分が少ないので、市町村単位でいろいろ差もあるかもしれませんが、取組をしていただいているというか、実際に自分たちも助かっているところがたくさんあるなと思いました。

なかなか費用的に参加したいけどもできないとか、参加する場所がないとか、あるかもしれませんが、そういったところは教育委員会さんとかでこういう研修会を設けてもらって、そういった場を出していただけると積極的な保護者はどんどん参加していくと思います。

○有馬会長

行政のほうでやってらっしゃる事業が現場で生きてて、有効に機能してるという部分もたくさんあるというお話だったと思います。

○團野委員

今、女性の社会進出、こうやって女性が多くなって、社会進出するっていうのはすごくいいことなんですけれども、それに伴い、私どもの施設は幼保園ですが、幼児とか子どもたちを預かる施設、預ける方は多くなってます。それももちろん待機児童解消でとてもいいことなんです、お母さん方がそうやってこう子どもから手を離すことの怖さみたいなこととか、それから逆に企業のほうもこうやって働いているお母さんに対するゆとりのある子育てに沿うような教育とか、企業のほうにはそういうことを学んでいただきたいし、

それから保護者の方には、仕事をしながらもやっぱり子どもの育ちをきちっと大事に一次的責任は保護者にあるって言われるんですけども、そういう子どもを育てることの意味合いっていうのを忘れないでいてほしいという思いっていうのは、やっぱり管轄している私たちの立場としてはすごく思うことです。

それから社会全体にお願いしたいのは、今メディアがすごく氾濫してて、鬼のページがあるぐらい手を抜くっていったらあれなんですけれども、メディアに向かってその子育てをどんだんだんだん投げかけてしまって、親が、本当の肌の触れ合いっていうのを忘れかけているところあります。そういうことも、保護者だけじゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、それから社会全体がそういうものの怖さっていうのをみんな知って、子どもを育てるっていうこと。それから社会が、若者もメディア依存っていうのはすごくふえているんですけど、そういうことへの何か投げかけもぜひ成人の部分でもお願いできればいいかなと思います。そうするとみんなが幸せに、よりよく育ってくれるんじゃないかなっていうような気がしますので。そういう思いでありますので、ぜひお願いします。

○有馬会長

これも一つおもしろい課題っていうか、大事な課題でございますね。

子どもさんを扱っていらっしゃる立場から感じていらっしゃることではないかなというふうに思います。これも議論したいところですね。ほかにもお願いします。

○高尾委員

教育行政の現状と課題の中で、若干ひっかけりということではなかったんですが、若者の地域参画の促進で若者の姿が見えないと、地域活動、公民館の悩みであるということですが、実際そういう地域活動、青少年の家なんかを見ても、若者として参画してるのは、ほとんど大学生が大学の指導のもとでいろんな、例えば教育学部の1,000時間とか、県立大学とかいろいろやっておられるということが柱になってるというふうに思ってます。おそらくそういう認識もあると思うんですが、この社会教育の中で、その大学っていうのを、これは支援される子どもの立場ということじゃなくて、社会を支援する側のある意味大人の立場というか、そういうところでの位置づけということができないかということが今日の説明の中で余り見えてこなかった点ですから、ぜひそのあたりのことは積極的にやっぱり位置づけるべきだというふうに考えております。

田中先生も、おいでになってますので、大学の状況なんかも話していただければいいのかなと、僕のほうからちょっと口幅ったい話でしたが、よろしくお願いします。

○佐田尾委員

これはお礼なんですけど、今年度6月に小・中学校のふるさと教育講座がありましたときに、山中リーダーが県のふるさと教育のこれからの方針について説明をされ、その後、市町村の教育委員会事務局がリーダーシップをとって、各中学校区内の年間指導計画のすり合わせみたいなことをされました。本校の担当者が帰ってきて、今年の講座はとてもよかったですという報告がありました。小・中の連携はすごく大事なんだけど、なかなかそういう機会ってとれない中で、あえてあの講座の中で時間をとってもらったことがすごくよかったですということと、あと、そういうことをしたことにより、うちの青陵中学校なんですけど、校区の夏休み職員研修は教員のふるさと教育講座をやるということ、教職員が江津のいろいろな人、もの、ことを活用して、いろいろなコースに分かれて自らふるさと学習をしたというようなことがありました。今年度こういう提言がなされて、それを生かされた動きだったんだということがわかりまして、改めてお礼を言いたいなと思いました。以上です。

○有馬会長

提言が教員の自主活動にも生きているところもあるということですね。

それでは、誠に申しわけありませんが、時間が15分オーバーしておりますので、協議、意見交換はこの辺で打ち切らせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。それで、私ども次の回、またその次の回もあるかもしれませんが、今後、焦点を段々絞って行って、この会らしい一つの役割を果たせるような方向でいきたいと思っています。ただ、今日初めてでしたので、ほとんど8割以上、9割、私どもに情報提供いただいて、勉強会のような情報をいただく会のようになっていました。皆さんから意見を出していただく時間が少なくなっちゃったことを申しわけなく思っております。それで、今日出ましたのを皆さんも、それぞれの中でいろいろ幾つか残ってると思います。一つは、この会自体のあり方、一体私たちはどういう形で何をして何をやっていったらいいかっていう、こういうこと自体ももう少し議論をしていきたいと思っています。

それから、当然この会は、発信するような動きが示せるような会でありたいというお気持ちが出たと思います。そのための方略をまた議論したいと思っています。

それから、もう一つは、学校教育と社会教育のかかわり、関連、現状と課題ですね。これは非常に関連を持ってやろうとしています。しかも地域ぐるみにやろうというのが今の流れになってますけども、そのあり方を根本的に考え直してみるというようなこともある

かもしれません。

それからもう一つ出てきましたのが、成人教育という言葉に象徴されるように青年とか、婦人とか、成人とか、そういう教育っていうものが今ちょっと弱まってる、あるいは欠落している。そういう部分がある。子どもの教育、子育てあたりに特化し過ぎてるといふか、その辺をどう考えるかと、こういうこともあったと思います。

それから、團野さんがおっしゃってたように、女性の社会進出に伴って、ある意味、また別の、親が子どもを育てる子育ての上で、本当の意味での親子の触れ合いっていうか、肌の触れ合いですね、そういうのが弱まってきていることに対する危機みたいなものをおっしゃってましたけども、新しい今流に言う現状に合った親子の関係、家庭教育のあり方、家庭のあり方、こんな問題もまた大事ではないかなというふうに思います。

まとめ切れませんが、皆さんの頭の中にも今日いろいろ刺激をお受けになったのではないかと思います。今申し上げたようなことを幾つかも含めまして、この次あたり、ご意見をお持ち出しただいて、幾つかの論点について議論ができればというふうに思います。

この次のご案内をするときには、幾つか今申し上げたようなことで、3つ、4つ、論点みたいなものを提示した上でお考えいただいお出かけいただくようにしてはどうかと今、私個人的に思っております。そういったものを踏まえた上で、さらに集中的にどこかに議論を集中させてやっていくっていうようなのはどうかというふうに思ってますが、いかがでしょうか。今後の進め方について、何か一言でもおっしゃりたい方があったらお願いしたいと思います。

○荒木課長

事務局から提案でございますけれども、今日の時間が全体的に短かったものですから、ご発言をいただいてない方もおられれば、まだ言い足りないという方もおられると思います。次回は、今年の終わりのころを考えておりますので、その前に書面で、県の社会教育、あるいは社会教育行政に対する課題と考えておられることとか、あるいは関心を持っておられることを何かペーパーで伺うようなことをまず一旦して、それと今日のご発言とあわせて論点整理をして、それで次回の会議に何をかけるかということをお話さんとご相談させていただいて、ということで、次までちょっと何か月かあるのがもったいないですので、その間にそういったことをさせていただいてはどうかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○有馬会長

いかがですか、今の提案。私はいいいじゃないかなと思って伺ってたんですけども。

この次っていうのは、ざっとですが、いつごろのイメージですか。何月ごろとか、ごろで結構。

○山本S L

当初、年2回程度とご案内しておったんですが、論点整理をして、集約していくとすれば、11月、12月ぐらいにもう1回、そして、2、3月ぐらいにもう1回ということで、あと2回ぐらいは本年度中に会議を考えております。

○有馬会長

おわかりですね。そういうことだそうです。それでは、その11月、12月の前に、10月ごろかな、何かアンケートふうに意見を賜る文書が来そうだと。よろしゅうございますか。それを踏まえて整理されたものをもとにして、11月か12月に議論をするということ。

では、大変拙い司会進行をしまして、申しわけありませんでした。お断りします。以上で私のほうの進行の役割は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○山本S L

有馬会長、進行どうもありがとうございました。事務局の時間設定がうまくいなくて、ご意見をいただく時間が少なくて、申しわけございませんでした。たくさんの参考になる意見をいただきましたので、事務局のほうでこれをもう一度、しっかりと消化させていただいて、お返しできればというふうに考えております。

今後の予定ですが、先ほど申し上げましたとおり、11月、12月ぐらいに2回目の会議を開催させていただきまして、2月か3月ぐらいに3回目ということで、今年度中には大方のテーマが見えてくるかなというふうに考えております。

それから、今日のこの会議については冒頭、会長のほうが公開ということでおっしゃられたんですけども、録音をさせていただいております。議事録についても後日公開という形になります。その前に1回皆さん方に議事録をお渡しして中身を確認していただきますので、ご負担をかけますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

○島田G L

それでは、終わりに、課長の荒木がご挨拶を申し上げます。

○荒木課長

皆さん、大変熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。私どもの準備が十分でなかったという点もございまして、最後のところ少し時間不足になって申しわけございませんでしたけれども、限られた回数と、それから時間の中でできるだけいいものをつくっていくという方向で、方向は同じ方向を向けたかなというふうに思っておりますので、先ほどのような進め方で今年度、さらには来年度に向かっていろんなご意見を賜りながら、まとめていきたいというふうに思っております。

いろんなお仕事とか、それから役割とかお持ちの中でのこととございまして、大変時間をとって恐縮ではございますけれども、ご協力のほうを賜りたいと存じます。どうか、ぜひよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。